平成21年8月21日

各　　位

会　社　名　ジャパン・デジタル・コンテンツ信託株式会社
代 表 者 名　代表取締役社長　　齊藤　勝久
（コード番号　４８１５　東証マザーズ）
問い合わせ先　経営管理部長兼財務管理部長
齊藤　茂行
（TEL.　０３－３４３４－５６５１　）

当社元代表取締役に対する訴訟の提起に関するお知らせ

当社は、本日、当社の元代表取締役に対して損害賠償等請求訴訟を提起しましたのでお知らせいたします。なお、本民事訴訟の提起については、会社法第386条第1項の規定により監査役が当社を代表することとなるため、平成21年8月19日開催の当社監査役会において決議を経ております。

記

１．訴訟を提起した裁判所および年月日
東京地方裁判所　平成21年8月21日

２．訴訟を提起した者（原告）
（１）名称　　ジャパン・デジタル・コンテンツ信託株式会社
（２）本店所在地　　東京都港区虎ノ門４丁目３－１０
（３）訴訟における代表者　当社常勤監査役　高野江　信一郎

３．訴訟を提起した相手（被告）
当社元代表取締役　　平田　充

４．訴訟内容
（１）請求の内容
仮払金等名目での会社資金の不正な領得についての損害賠償請求及び不当利得返還請求
（37,690,000円及び遅延損害金ないし利息）

（２）請求原因と概要
被告は平成21年2月から4月にかけて仮払金等の名目で法律上の原因なく当社資金合計3769万円を不正に領得しました。当時の当社の財政状況に照らして、かかる行為は取締役の忠実義務に明らかに違反するものであり、不当利得返還請求権（民法第704条）が成立するほか、取締役の任務懈怠による損害賠償請求権（会社法第423条第1項）が成立します。

５．訴訟に至った経緯
平成21年5月　　当社より平田氏に対し、仮払金等の名目で支出された金員の一部について、返還を求めました。これを受けて、平田氏から、7月末までに返還する旨の約束がされました。
平成21年7月31日　平田氏からの返還は全くありませんでした。
平成21年8月19日　当社監査役会において、本民事訴訟の提起を決議いたしました。

６．今後の見通し

本民事訴訟の提起により、当社の財政上の問題として、訴訟関連費用等の発生が見込まれます。本年度決算ならびに今後の財政状態への影響については、現在監査法人と協議中であり、決定次第適時に開示いたします。

本件は、当社の元代表取締役に関する問題であり、本民事訴訟の提起が当社に及ぼす事実上の影響は決して小さくないものと考えますが、過去との決別を図り、新しいジャパン・デジタル・コンテンツ信託株式会社として立ち上げていく上で必要なものと考えております。

なお、同一の元代表取締役に対する追加の訴訟提起について監査役会にて検討中であります。

以　上